

指定代理請求人制度に関する特則条項 目次

この特則の趣旨

- 第1条 特則の付加
 第2条 特則の対象となる保険金等
 第3条 指定代理請求人の指定および変更
 第4条 指定代理請求人による保険金等の請求
 第5条 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 第6条 主契約が5年ごと利差配当付学資保険の場合の特則

- 第7条 主契約がファミリー保険、がん保険または総合医療保険の場合の特則
 第8条 主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された場合の特則
 第9条 特則の適用
 第10条 主約款の規定の準用

指定代理請求人制度に関する特則条項

(平成16年5月2日制定)

(平成23年11月2日改正)

この特則の趣旨

この特則は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更した指定代理請求人が請求を行うことを可能とするものです。

(特則の付加)

- 第1条 この特則は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申出があった場合、この特則を主契約に付加することができます。

(特則の対象となる保険金等)

- 第2条 この特則の対象となる保険金、年金、給付金または一時金（保険料の払込免除を含みます。以下「保険金等」といいます。）は、被保険者が支払事由（保険料の払込みの免除事由を含みます。以下同じとします。）に該当した場合の次の各号に定める保険金等とします。この場合、主契約に付加されている特約（新たに主契約に付加される特約を含みます。）の保険金等についても対象とします。
- (1) 高度障害保険金（高度障害年金、災害高度障害保険金、特約高度障害保険金および特約高度障害年金を含みます。）および障害保険金
 - (2) 特定疾病保険金（特約特定疾病保険金を含みます。）および三大疾病年金
 - (3) 障害給付金
 - (4) 災害入院初期給付金および疾病入院初期給付金
 - (5) 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金および入院時手術給付金
 - (6) 成人病入院給付金および成人病手術給付金
 - (7) 特定生活習慣病入院給付金、生活習慣病入院給付金および生活習慣病手術給付金
 - (8) 女性疾病入院給付金、女性特定疾病入院給付金および女性疾病手術給付金
 - (9) 通院給付金および退院給付金
 - (10) 診断給付金、先進医療給付金および抗がん剤治療給付金
 - (11) 障害年金、介護年金、介護給付金および介護一時金（特約障害年金、特約介護年金および特約介護一時金を含みます。）
 - (12) リビング・ニーズ特約およびリビング・ニーズ特約（04）の特約保険金
 - (13) ナーシング・ニーズ特約およびナーシング・ニーズ特約（04）の特約保険金
 - (14) がん高度障害保険金、がん入院給付金、がん手術給付金、退院後療養給付金およびがん診断給付金
 - (15) 高度障害状態（別表1）に該当した場合の保険料の払込免除
 - (16) 保険料払込免除特約による保険料の払込免除

(指定代理請求人の指定および変更)

- 第3条 この特則を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめ次の各号の範囲内で1人の者をこの特則の指定代理請求人として指定することができます。（指定代理請求人として指定された者は、第2条（特則の対象となる保険金等）に定める保険金等について、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第1項および第2項に該当しない場合、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じとします。）の代理人として保険金等を請求することはできません。この場合、指定代理請求人としての指定については有効とします。）

号	指定代理請求人として指定できる者
(1)	被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
(2)	被保険者の直系血族
(3)	被保険者の兄弟姉妹
(4)	被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。この場合、保険契約者は、会社所定の書類（別表4）を会社に提出して下さい。
- 3 前項に定める変更の通知が会社に到達する前に、変更前の指定代理請求人から請求を受けて保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の指定代理請求人から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（指定代理請求人による保険金等の請求）

- 第4条 第2条（特則の対象となる保険金等）に定める保険金等の受取人が被保険者と同一であり、かつ、保険金等を請求できない特別な事情があるときは、指定代理請求人が、会社所定の書類（別表4）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
- 2 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において前条第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 3 第1項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない状態にさせた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

- 第5条 この特則を付加している場合には、保険契約または付加されている特則の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金、給付金もしくは年金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

（主契約が5年ごと利差配当付学資保険の場合の特則）

- 第6条 この特則が5年ごと利差配当付学資保険に付加されている場合には、次の各号の定めるところによります。

号	主契約が5年ごと利差配当付学資保険の場合
(1)	第1条（特則の付加）および第3条（指定代理請求人の指定および変更）の規定中、被保険者の同意を得る規定は適用しません。
(2)	第2条（特則の対象となる保険金等）第1項および第3条（指定代理請求人の指定および変更）第1項各号中「被保険者」は「保険契約者」、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第1項中「第2条（特則の対象となる保険金等）に定める保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が被保険者と同一であり、かつ、保険金等を請求できない特別な事情があるときは」は「保険金等を請求できない特別な事情があるときは」と読替えます。

（主契約がファミリー保険、がん保険または総合医療保険の場合の特則）

- 第7条 この特則がファミリー保険、がん保険または総合医療保険に付加されている場合には、第1条（特則の付加）、第2条（特則の対象となる保険金等）、第3条（指定代理請求人の指定および変更）および第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）中「被保険者」は「主たる被保険者」と読替えます。

（主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 第8条 この特則が付加されている主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された場合または5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている主契約にこの特則を付加した場合、5年ごと利差配当付介護保障移行特約の介護給付金および介護年金についても、この特則の対象となる保険金等に含めます。

（特則の適用）

- 第9条 この特則を付加した場合には、主約款および主契約に付加されている特則の特約条項中、指定代理請求人に関する規定および介護年金等の代理人による請求に関する規定は適用せず、本特則の定めるところによります。

（主約款の規定の準用）

- 第10条 この特則条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。